

岡崎市緊急経済対策保証料補助金交付要綱

制定 令和2年3月13日
(最終改正 令和6年4月1日)

(趣旨)

第1条 市は、中小企業の緊急な資金調達を支援するため、予算の範囲内において岡崎市緊急経済対策保証料補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

- 第2条 この要綱において「中小企業者等」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）（以下「法」という。）第2条に規定する中小企業者、小規模企業者、特定中小企業者又は特例中小企業者をいう。
- 2 この要綱において「資金」とは、中小企業者等の事業の活動に必要な資金で愛知県信用保証協会及び名古屋市信用保証協会（以下「協会」という。）の信用保証を付したものをいう。
 - 3 この要綱において「保証料」とは、金融機関の融資実行の際に協会が中小企業者等から徴収する信用保証料をいう。
 - 4 この要綱において「返戻保証料」とは、資金の融資を受けた者が、繰上返済を行った際に一部返戻される保証料をいう。

(規則との関係)

第3条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(申請者の資格)

- 第4条 補助金の交付を申請することができる者は、次に掲げる要件を備えた中小企業者等とする。ただし、同一年度の申請は1回限りとする。
- (1) 第5条第1項に規定する資金の融資を受けたものであること。
 - (2) 融資を受けた日から第8条に定める岡崎市緊急経済対策保証料補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）（以下「申請書兼実績報告書」という。）を提出する日まで引き続き、市内に住所又は本店（商業登記法（昭和38年法律第125号）第17条第2項第1号に規定する「本店」をいう。）を有し、かつ、市内に主たる事務所又は事業所を有していること。
 - (3) 事業が許認可等を必要とする場合にあっては、当該許認可等を取得していること又は取得が確実であると認められること。
 - (4) 市税等の滞納がないこと。

(補助金の対象)

第5条 補助金の対象は、次に掲げる資金の融資に係る既に納付した保証料とする。

- (1) 法第2条第5項第4号に基づく認定（令和2年3月2日から令和6年6月28日認定分に限る。）に係る資金の融資
- (2) 法第2条第5項第5号に基づく認定（令和2年3月6日から令和6年6月28日認定分に限る。）に係る資金の融資
- (3) 法第2条第6項に基づく認定（令和2年3月13日から令和3年12月31日認定分に限る。）

に係る資金の融資

- 2 前項の規定にかかわらず、資金のうち、次の資金用途を除くこととする。
 - (1) 自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第二に規定する人の運送の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び人の運送の用に供する小型自動車並びにこれらに付属するもの又はこれらの諸経費。ただし、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する事業用自動車を除く。
 - (2) 申請者と道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の3第4項に規定する使用者の氏名又は名称及び住所が異なるとき。
 - (3) 設備の導入について、市外に設置するとき。

（補助金の年度区分）

第6条 前条に規定する保証料の補助金の年度区分は、第8条に定める申請書兼実績報告書の提出を受けた日の属する年度を基準とする。

（補助金の額）

- 第7条 補助金の額は、次に定めるところにより算定するものとする。
- (1) 補助金の額は、補助金の対象となる保証料の額の全額とする。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、当該保証料が借換（協会の保証付資金の融資残高を新たな資金の融資を受けることにより完済することをいう。以下同じ。）を含む資金の融資に係る保証料である場合においては、前号で得た額に、借増しした割合を乗じて得た額とする。
 - (3) 前2号の規定により算定した額が100万円を超えるときは100万円とする。
- 2 前項の規定により算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。

（交付申請書兼実績報告書）

- 第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、次に掲げる日から60日以内に、様式第1号による申請書兼実績報告書に第2項に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認め、次に掲げる日から60日を経過した日が属する年度内に提出するときはこの限りではない。
- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条に定める自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受ける車両の購入資金に係る保証料を補助金の対象として申請書兼実績報告書を提出する場合は、申請者が当該自動車検査証の交付を受けた日（ただし、当該交付日が融資を受けた日より早い場合は、第2号の規定を準用する。）
 - (2) 前号に定める資金以外に係る保証料を補助金の対象として申請書兼実績報告書を提出する場合は、融資を受けた日
- 2 前項に定める申請書兼実績報告書に添えて市長に提出する書類は、次に掲げるものとする。ただし、岡崎市中小企業事業資金融資あっせん規則（昭和35年岡崎市規則第9号）第4条第1項第3号に規定する資金の場合には本項第5号及び第6号の書類を省略することができる。
- (1) 協会が発行する信用保証書の写し
 - (2) 信用保証委託申込書の写し
 - (3) 第7条第2項に該当する場合においては、借換によって完済する融資残高の記載された書類の写し
 - (4) 金融機関が発行した貸付実行通知書

- (5) 納税証明書
- (6) 第4条第1項第3号に該当する場合には、当該許認可証等の写し
- (7) 車両の購入にあつては、自動車検査証の写し（電子化された自動車検査証の場合は、自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し）
- (8) その他申請書兼実績報告書の内容を証明するため市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があつたときはその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定をし、申請者に交付決定兼額の確定通知書を送付するものとする。この場合において、市長は必要な条件を付すことができる。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による額の確定後、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という）からの請求により補助金を交付する。

（適用除外）

第11条 交付決定者が、その後借入金の返済期間の延長を行った場合において、新たに必要となった保証料については、補助金の対象としない。

（保証料の返戻）

第12条 交付決定者が、補助金の対象となった保証料に係る資金について、繰上完済以外の方法で返済期間を短縮し、返戻保証料が生じた場合は、信用保証料返戻届（様式第2号）に協会が発行する返戻保証料の振込についての案内の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。なお、市長は、本項の規定による事務を行うため、申請者の同意を得たうえで、協会から資金の貸付情報及び返済情報の提供を受けることができる。

- (1) 補助金の対象となった保証料に係る資金が完済され、返戻保証料が発生したことが判明したとき。
 - (2) 前条の規定による届出があつたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消すときは、その旨を当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還額）

第14条 補助金の返還額は、既に交付した補助金の額から、返戻保証料発生後の補助金の額を減じた額とする。なお、返戻保証料発生後の補助金の額は保証料から返戻保証料を減じた額を基に第7条の規定を準用するものとする。

（補助金の返還額の納付）

第15条 前2条の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、市長が定める期日までに、前条に規定する返還額を納付しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年3月13日から施行する。ただし、次の各号に掲げる資金の融資に係る保証料については、施行日前に融資を受けた資金についてもこの要綱に定める内容を適用するものとする。

- (1) 令和2年3月2日以降に法第2条第5項第4号に基づく認定に係る資金の融資
- (2) 令和2年3月6日以降に法第2条第5項第5号に基づく認定に係る資金の融資
- (3) 令和2年3月13日以降に法第2条第6項に基づく認定に係る資金の融資
- (4) 令和2年2月18日以降に愛知県経済環境適応資金融資制度要綱（60商金第69号）第8第1項第1号ウに該当する資金の融資

(要綱の失効)

この要綱は、令和7年3月31日限りその効力を失う。ただし、令和7年3月31日までに融資を受けた資金に係る保証料については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年9月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年12月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年12月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年6月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年7月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年10月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年12月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。